

日本数学会教育委員会内規

(設置) 第1条 日本数学会に、日本数学会教育委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的) 第2条 委員会は、日本数学会の数学教育に関する活動全般について企画立案し、理事会に勧告し、あるいは自ら実施する。2 委員会が数学教育に関する研究会その他の事業を実施する場合には、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

(他委員会との関連) 第3条 委員会は、その活動が学術委員会、広報委員会等の活動と互いに関連する場合には、緊密な連絡の下に協力して行うよう努めるものとする。

(内部組織) 第4条 委員会には、専門教育部会、基礎教育部会及び初等中等教育部会を設ける。2 専門教育部会は、数学及び数理科学の学部・大学院専門教育に関する事項を扱う。3 基礎教育部会は、大学その他における数学基礎教育・一般教育に関する事項を扱う。4 初等中等教育部会は、初等中等教育における数学教育及び教員養成に関する事項を扱う。

第5条 委員会は、必要と認める場合、理事会の承認を得て、3年以内の期限を定めた臨時部会を置くことができる。

(構成) 第6条 委員会は、運営委員6名及び担当理事をもって構成する。担当理事は運営委員を兼ねることはできない。2 ただし臨時部会が設けられた場合は各臨時部会に対し運営委員2名以内を増員することができる。3 各部会（臨時部会を含む。以下同じ）は、運営委員2名及び専門委員若干名をもって構成する。

第7条 委員会には委員長を置く。2 委員会には副委員長を2名まで置くことができる。3 部会には、部会責任者1名を置く。

(選任) 第8条 運営委員は、委員会の推薦に基づいて、理事会がこれを選任し、理事長が委嘱する。2 専門委員は、委員長の推薦に基づいて、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第9条 委員長は当該期間の運営委員のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。2 副委員長は、当該期間の運営委員または専門委員のうちから、委員長の推薦に基づいて、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。3 部会責任者は、当該期間の運営委員のうちから、理事会の承認を得て、当該期間の委員長が委嘱する。

(任期) 第10条 運営委員の任期は7月1日から2年後の6月30日までとする。専門委員の任期は、7月1日から3年後の6月30日までとする。臨時部会設立によって運営委員となった者及び臨時部会専門委員の任期は部会の設置期間とする。任期の各各を1期と数える。いずれも再任を妨げない。2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 運営委員及び専門委員は、それぞれの委員を連続して2期を超えて在任することはできない。2 運営委員又は専門委員のいずれかを連続して3期を超えて在任することはできない。

第12条 委員長の運営委員としての任期に前条第1項中「2期」とあるのは「3期」と、同条第2項中「3期」とあるのは「4期」とそれぞれ読み替える。2 第6条及び前項の規定にかかわらず、委員長は、退任後1年間運営委員となる。

第13条 担当理事の任期は理事会における任期とする。ただし、任期満了後においても、後任担当理事決定までの間はなおその任に当たる。

(1998年9月30日承認)

(2011年4月23日一部改訂理事会承認)